

令和7年度戸田市交通災害共済加入のお知らせ

交通災害共済は、交通事故により負傷した加入者に見舞金をお支払いする制度です。

**注意) 事故による相手方への損害を補償するものではないため、
自転車保険（損害賠償責任保険）には該当しません。**

町会・自治会での加入取りまとめは行いません

※加入申込書は申込場所に設置されております

予約受付 **2月1日** から **3月31日** まで ※予約受付期間終了後も申込可能です
申込場所 市役所くらし安心課・美笹支所（西部福祉センター）・東部連絡所（東部福祉センター）・戸田公園駅前出張所（戸田公園駅前行政センター）・市内の金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）
掛 金 年額 **600** 円（中途加入も同額です）

加入できる人

戸田市に居住し、戸田市の住民基本台帳に記載されている方。

加入の方法

申込書に必要な事項を記入し、掛金を添えて、上記の「申込場所」でお申し込みください。

共済期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。年度途中で加入した場合は、加入日の翌日から令和8年3月31日まで。

見舞金

(1) 共済見舞金

	災害区分	共済見舞金額
1	死亡（1年以内に当該交通事故が原因で死亡した者を含む。）	120万円
2	傷害（当該交通事故により、入院、通院又は往診による治療実日数が3日以上のもの）	入院日数×2,000円 + 通院日数×1,000円 上記の合計金額が2万5千円に満たないときは、2万5千円になります。 また、22万円を超えるときは22万円になります。

(2) 特別共済見舞金

後遺症で身体障害者1級又は2級の障害 80万円

※見舞金の申請ができるのは1事故につき1回です。

対象となる交通事故

自動車、バイク、自転車などに乗車中の道路上での事故。

歩行中に運行中の車両との衝突、接触等の道路上での事故。

路面電車の交通に伴う接触、衝突等及び踏切道における電車等との接触、衝突等の事故。

※ただし、国内で発生したものに限ります。

交通事故にあったら、小さな事故でも必ず警察へ届け出てください。相手のいない単独事故でも、警察への届出が必要です。

見舞金の請求手続き

次の書類を戸田市役所くらし安心課へ提出してください。
（印かん持参、スタンプ印及び消せるボールペンは不可）

- (1) 戸田市交通災害共済見舞金請求書
- (2) 共済加入者証の写し
- (3) 交通事故証明書※
- (4) 医師の診断書（市指定のもの）※
- (5) その他
 - ・口座振込払依頼書
 - ・理由書（必要な場合のみ）

- ・(1)、(4)、(5)はくらし安心課窓口のほか、市ホームページから取得できます。また、ご連絡いただければ郵送いたします。
- ・書類は全て原本をご提出ください（(2)を除く）。※(3)、(4)は原本提出先の保険会社等からの原本証明があればコピーでも可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- ・交通事故証明書及び診断書取得にかかる費用は自己負担となります。

見舞金の請求期間

事故発生日の翌日から起算して2年以内ですので、特にご注意ください。

— こんな場合はどうなりますか —

問 加入者が市外へ転出した場合の事故は対象になりますか。

答 市外転出後の事故は、資格がなくなりますので見舞金は請求できません。ただし、共済期間内に再び戸田市へ転入した場合、それ以後の期間は効力が生じます。

問 複数の医療機関で治療を受けた場合、見舞金はどうなりますか？

答 同日に複数の医療機関において、治療を受けた場合の治療実日数は、1日となります。

問 加入者が死亡したときの受取人はどうなりますか。

答 その場合は遺族の方から請求していただきます。遺族の範囲は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順で、加入者の死亡当時生計を共にしていた親族が優先となります。

問 見舞金の対象にならないのはどのような事故ですか。

答 歩いていて転んで怪我をした事故、バス・電車を乗り降りする際に怪我をした事故、本人の故意または無免許・飲酒運転などの重大な過失による事故（同乗者も対象になりません。）、地震・洪水・暴風その他の非常災害が原因の交通事故です。

問 共済期間中に2回以上事故に遭ったときの見舞金はどうなりますか。

答 共済期間中であれば見舞金はその事故ごとに請求できます。

問 医療機関に受診した領収書は「医師の診断書」の代わりになりますか。

答 代わりになりません。「医師の診断書」を提出してください。

問 交通災害共済は、埼玉県で加入が義務化された自転車保険に該当しますか。

答 当該共済は、加入者への見舞金支給のみで相手への賠償補償はありませんので、該当しません。

問い合わせ 戸田市くらし安心課

☎ 048-441-1800 内線262